

運輸安全マネジメント制度について②

～自動車運送事業者の義務、運輸安全マネジメント評価の概要～

近畿運輸局自動車監査指導部

令和8年3月4日

【本日まで説明する内容】

1. 自動車運送事業者の義務
2. 国土交通省による運輸安全マネジメント評価
3. 第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価
4. 【資料編】安全管理規程、安全統括管理者の選(解)任の届出

1. 自動車運送事業者の義務
2. 国土交通省による運輸安全マネジメント評価
3. 第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価
4. 【資料編】安全管理規程、安全統括管理者の選(解)任の届出

○運輸安全マネジメントの法令上の根拠(輸送の安全性の向上)

○道路運送法第22条(輸送の安全性の向上)※バス・タクシー

一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2(輸送の安全)※バス・タクシー

旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2)※バス・タクシー

「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年国土交通省告示第1087号)及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。)により、旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。

○貨物自動車運送事業法第13条(輸送の安全性の向上)※トラック

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2(輸送の安全)※トラック

貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2)※トラック

「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年国土交通省告示第1090号)及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。)により、貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。

旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(概要版)

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2関係)

- ・旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が、輸送の安全性の向上を図るために努めるべき事項として、以下の内容を定める予定です。
 - ・輸送の安全の確保のための必要な措置を講じること等経営の責任者の責務を定めること。
 - ・輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築すること。
- ・輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するとともに、適宜見直すこと。方針の具体的内容としては、以下の事項を定める予定です。
 - イ) 経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
 - ロ) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保を図ること。
 - ハ) 輸送の安全に関する情報について積極的に公表すること。
- ・事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、必要に応じて見直すこと。
- ・人材、車両の現状等を踏まえて輸送の安全に関する計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
- ・安全マネジメントを適確に実施し、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、その事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めること。
- ・輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うこと。
- ・輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換等により、その内容が事業者全体に伝達・共有されるようにすること。
- ・経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること等により、従業員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有され、適切な対処策を講じることができるようになること。
- ・事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、当該報告が速やかに事業者全体に伝達されるようにすること。
- ・輸送の安全に関する計画に基づき、研修等を着実に実施すること。
- ・安全マネジメントの実施状況について、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うこと。
- ・輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があった場合等には、是正措置等を講じること。
- ・悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに輸送の安全に関するチェックを行うとともに、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じること。
- ・輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、当該情報を保存すること。

貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(概要版)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2関係)

- ・貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が、輸送の安全性の向上を図るために努めるべき事項として、以下の内容を定める予定です。
 - ・輸送の安全の確保のための必要な措置を講じること等経営の責任者の責務を定めること。
 - ・輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築すること。
- ・輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するとともに、適宜見直すこと。方針の具体的内容としては、以下の事項を定める予定です。
 - イ) 経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
 - ロ) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保を図ること。
 - ハ) 輸送の安全に関する情報について積極的に公表すること。
- ・事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定し、必要に応じて見直すこと。
- ・人材、車両の現状等を踏まえて輸送の安全に関する計画を作成し、必要に応じて見直すこと。
- ・安全マネジメントを適確に実施し、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、その事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めること。
- ・下請事業者を利用する事業者が安全マネジメントを実施するときは、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに、下請事業者と密接な関係にある事業者にとっては、当該下請事業者の行う安全マネジメントに協力するよう努めること。
- ・輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うこと。
- ・輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換等により、その内容が事業者全体に伝達・共有されるようにすること。
- ・経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること等により、従業員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有され、適切な対処策を講じることができるようになること。
- ・事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、当該報告が速やかに事業者全体に伝達されるようにすること。
- ・輸送の安全に関する計画に基づき、研修等を着実に実施すること。
- ・安全マネジメントの実施状況について、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うこと。
- ・輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があった場合等には、是正措置等を講じること。
- ・悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに輸送の安全に関するチェックを行うとともに、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じること。
- ・輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、当該情報を保存すること。

○道路運送法第29条の3(一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、**輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置**その他の国土交通省令で定める**輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない**。

○旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

- 1 旅客自動車運送事業者は、**毎事業年度の経過後百日以内に**、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の**安全にかかわる情報**であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、**インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない**。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 旅客自動車運送事業者は、法第二十七条第四項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第三十一条又は第四十条(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による**処分(輸送の安全に係るものに限る。)**を受けたときは、**遅滞なく**、当該**処分の内容**並びに当該**処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容**をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

- (1) 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(平成28年国土交通省告示第1337号)及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。
- (2) 本条及び(1)に定める告示により、一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に報告する内容は、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る安全情報として国土交通省のホームページ等において公表されることを踏まえ、電磁的方法により、確実に報告するよう指導すること。

○旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項(平成28年11月15日国土交通省告示第1089号)

- 1 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号。以下「規則」という。)第四十七条の七第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項は、次に掲げる事項とする。【全事業者】
 - 一 輸送の安全に関する基本的な方針
 - 二 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - 三 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)第二条に規定する事故に関する統計

- 2 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模以上の旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項(一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)とする。【安全管理規程等届出義務事業者】
 - 一 法第二十二条の二第一項に規定する安全管理規程
 - 二 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - 三 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
 - 四 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
 - 五 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - 六 法第二十二条の二第二項第四号に規定する安全統括管理者に係る情報
 - 七 事業用自動車の運転者、法第二十三条第一項に規定する運行管理者及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十条第一項に規定する整備管理者に係る情報
 - 八 事業用自動車に係る情報

- 3 規則第四十七条の七第一項の規定による報告は、一般貸切旅客自動車運送事業者が、国土交通大臣に対し、前二項各号に掲げる事項について、電磁的方法(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。)により行うものとする。

○貨物自動車運送事業法第23条の3(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全に関わる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、**輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置**その他の国土交通省令で定める**輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。**

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

- 1 一般貨物自動車運送事業者等は、**毎事業年度の経過後百日以内に**、**輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。**
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十二条(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条又は第三十三条(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による**処分(輸送の安全に係るものに限る。)**を受けたときは、**遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。**

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8)

事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項」(平成18年国土交通省告示第1091号)及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の八第一項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項(平成18年9月19日国土交通省告示第1091号)

1 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)第二条の八第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。以下「事業者」という。)が公表すべき輸送の安全に係る事項は、次のとおりとする。 **【全事業者】**

- 一 輸送の安全に関する基本的な方針
- 二 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- 三 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)第二条に規定する事故に関する統計

2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号。以下「法」という。)第十四条第一項の国土交通省令で定める規模以上の旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

【安全管理規程等届出義務事業者】

- 一 法第十四条第一項に規定する安全管理規程
- 二 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 三 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
- 四 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
- 五 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 六 法第十四条第二項第四号に規定する安全統括管理者に係る情報

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について①

(平成21年10月16日(最終改正 令和5年3月24日)国官運安第156号・国自安第88号・国自旅第163号・国自貨第95号)

1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について

規程等義務付け事業者は、次に掲げる情報を、**毎事業年度の経過後100日以内**に外部に対し公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)
- ④ 安全管理規程
- ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨ 安全統括管理者に係る情報

2. 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について

(1) **規程等義務付け外事業者**は、次に掲げる情報を、**毎事業年度の経過後100日以内**に外部に対し公表し、その期間は、次年度の公表を行うまでとする。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)

(2) **規程等義務付け外事業者**は、(1)の情報に加え、次に掲げる情報を公表することが望ましい。

- ① 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ② 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ③ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ④ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

○安全情報の公開について(法令上の根拠④…通達)

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について②

(平成21年10月16日(最終改正 令和5年3月24日)国官運安第156号・国自安第88号・国自旅第163号・国自貨第95号)

3. 事業者の行政処分情報の公表について

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第4項(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)、第31条又は第40条(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を、貨物自動車運送事業者は、法第22条(法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第27条又は第33条(法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。

- ① 当該処分の内容(輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分)
- ② 当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容(改善報告書等)

4. 公表方法について

事業者は、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表するものとし、具体的な方法として次のような方法が考えられる。

(1) 場所

- ① 1.及び2.の情報は、本社及び全営業所
- ② 3.の情報は、本社及び当該行政処分を受けた営業所

(2) 手段

- ① 自社ホームページへの掲載
- ② 報道機関へのプレス発表
- ③ 自社広報誌等への掲載
- ④ 営業所等利用者が入り出る自社施設における掲示
- ⑤ 旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における掲示等

すべての事業者

安全マネジメントに関する指針 努力義務

- 経営の責任者の責務
- 社内組織
- 安全マネジメントに関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する目標、計画
- 安全マネジメントの適確な実施
- 輸送の安全に関する費用支出
- 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有
- 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 輸送の安全に関する研修等、チェック、業務の改善、情報の管理

安全情報の公表 義務

- 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及びその達成状況
- 事故に関する統計
- 行政処分後の改善状況等

指導・監督指針 義務

従業員に対する指導・監督を効果的かつ適切に行うための措置

- 輸送の安全に関する基本方針の設定、従業員への周知
- 基本方針に基づく輸送の安全に関する目標の設定
- 従業員に対する教育及び研修
- 事故、災害等に関する報告、ヒヤリ・ハット体験、事故防止に関する効果的な事例その他の安全教育に資する情報の適切な伝達



- ・貸切バス事業者
- ・貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者
- ・200両以上の乗合・特定バス・タクシー・トラック事業者

安全管理規程の作成届出 安全統括管理者の選任届出 義務

安全管理規程の内容

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

安全情報の公表 義務

- 安全管理規程
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
- 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 安全統括管理者に係る情報

行政処分等

安全情報の公表義務違反

指導・監督義務違反

・安全管理規程の作成・届出 違反
・安全統括管理者の選任・届出違反
・安全管理規程の遵守違反

安全情報の公表義務違反

乗合バス及び特定旅客

乗合バス及び特定旅客の事業用自動車
合計**200両以上**の事業者

貸切バス

(乗合バスで貸切委託運行の
許可を得ているものを含む)

全ての事業者

タクシー

事業用自動車**200両以上**の事業者

トラック

事業用自動車**200両以上**の事業者
(被けん引車を除く)

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について①

(平成21年10月16日(最終改正 令和5年3月24日)国官運安第156号・国自安第88号・国自旅第163号・国自貨第95号)

1. 事業者における運輸安全マネジメントの適確な実施について

全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

特に、安全管理規程等義務付け事業者(以下「規程等義務付け事業者」という。)においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通して輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを適確に実施しなければならない。

また、規程等義務付け事業者以外の事業者(以下「規程等義務付け外事業者」という。)についても、道路運送法(昭和26年法律第183号)第22条(輸送の安全性の向上)、第29条の3(情報の公表)等及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第13条(輸送の安全性の向上)、第23条の3(情報の公表)等の規定が適用されることに留意しなければならない。

2. 手引の活用について

全ての事業者は、事業規模等に応じて、次のとおり、別添1又は別添2の手引を選択の上、これを積極的に活用し、運輸安全マネジメントを効果的に実施して安全管理体制の構築及び改善を図り、輸送の安全の確保に努めなければならない。

別添1 規程等義務付け事業者及び規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両以上又は営業所が2以上である事業者

別添2 規程等義務付け外事業者のうち、車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である事業者

1. 自動車運送事業者の義務
2. 国土交通省による運輸安全マネジメント評価
3. 第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価
4. 【資料編】安全管理規程、安全統括管理者の選(解)任の届出

各モード合計
(11,124者)

鉄道モード
(735者)

自動車モード
(4,047者)

海運モード
(6,272者)

航空モード
(70者)

鉄軌道
JR7者 大手民鉄16者 公営地下鉄等9者 計32者

準大手民鉄5者 その他の鉄軌道事業者 182者 計187者
索道
516者

バス	タクシー	トラック	合計
保有車両 200両以上 98者	保有車両 300両以上 26者	保有車両 300両以上 208者	4,047者
	保有車両 200両以上 79者 (+53者)	保有車両 200両以上 412者 (+204者)	
保有車両 200両未満 【貸切バス】 3,458者	保有車両200両未満 【乗合バス】約2,300者		
義務付け対象外			
	200両未満 約17,000者	200両未満 約62,800者	(義務付け対象 外合計 黄色部分合計 約82,100者)

本省評価(より高い 安全性が求められる 事業者) 45者
地方局評価 407者
計452者
小型旅客船事業者 139者

本邦航空運送事業者 70者
安全確認・ 指導対象事業者 5,681者

安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出対象となる運輸事業者の範囲をさらに拡大: タクシー事業、トラック事業の適用範囲を拡大し、保有車両200両以上の事業者を対象に追加
(関係省令の改正 公布:平成29.12.27 施行:平成30.4.1)

事業者が自主的に運輸安全マネジメント制度に参画することを促進するための措置:
◆ インセンティブを付与
◆ セミナー等を通じて普及・啓発を実施

(※鉄道及び航空モードは令和6年度時点、海運モードは令和3年度時点(小型旅客船事業者数は令和6年7月時点))
(※自動車モードは、令和5年度時点、義務付け対象外の事業者総数は令和4年度時点)

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について②

(平成21年10月16日(最終改正 令和5年3月24日)国官運安第156号・国自安第88号・国自旅第163号・国自貨第95号)

3. 運輸安全マネジメントの評価について

国土交通省(本省及び各地方運輸局)は、事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価(以下「マネジメント評価」という。)を実施し、事業者の運輸安全マネジメントの浸透・定着状況を確認するとともに、運輸防災マネジメント指針を踏まえ、事業者の自然災害への対応状況を確認し、必要に応じて助言等を行う。

(1) マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関

① 規程等義務付け事業者のうち、事業用自動車を300両以上保有している一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに事業用自動車を500両以上保有している一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者に対しては、原則として本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要に応じて地方運輸局も参画する。

その他の規程等義務付け事業者に対しては、地方運輸局がマネジメント評価を実施する。

② 規程等義務付け外事業者に対しては、地方運輸局がマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性の水準が低いと認められる以下の事業者を優先的に実施する。

- イ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6項に基づき、指定地方公共機関として指定された事業者
- ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を100両以上保有する一般乗合旅客自動車運送事業者
- ハ 専ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者
- ニ 第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者
- ホ 危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者

(2) 評価実施方法

① 規程等義務付け事業者に対する評価は、原則として事業者の本社に立ち入り、経営トップ、安全統括管理者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領(地方局単独評価)」により、実施するものとする。

② 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の本社に立ち入り、又は事業者を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責任者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領(地方局単独評価)」を準用の上、本省自動車局安全政策課が作成した「第一当事者事故惹起等事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施要領」により、実施するものとする。

なお、安全を管理するための規程を定めていない、又は安全を統括管理する責任者を選任していない事業者に対しては、マネジメント評価の際に、それぞれ、安全を管理するための規程の作成又は安全を統括管理する責任者の選任を指導するものとする。

また、(1)②ニ又はホの事業者に対しては、原則として、それぞれの事故を端緒として実施する監査時等においてフォローアップ監査時にマネジメント評価を実施する旨を事前通告し、フォローアップ監査において改善が確認された事業者については、フォローアップ監査後の時間を利用してマネジメント評価を実施するものとする。

③ 貨物自動車運送事業者の評価に当たっては、事業者が下請事業者に対して別添1(規程等義務付け事業者等用手引)2. 2(3)又は別添2(中小規模事業者用手引)2. (4)に従った取組を行っているかについても、評価の際、確認するものとする

1. 経緯

- 関越道高速ツアーバス事故(平成24年4月)を受け、平成25年10月、全ての貸切バス事業者を運輸安全マネジメント評価の対象事業者とした。(評価対象事業者約100者 → **約4,200者**に拡大)
- 対象が拡大した中、限られたリソースの中で可及的速やかに貸切バス事業者の安全管理体制の向上を図るため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される**平成32年までの実施目標を策定**し、効果的に評価を実施。
- さらに平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として、平成28年12月に道路運送法が一部改正され、貸切バス事業者に対する安全対策を強化する措置が講じられたところ。この趣旨を踏まえ、平成29年7月の運輸審議会の答申に今後**概ね5年間において貸切バス事業者に対し重点的に評価を実施することが組み込まれ、実施目標を強化し実施してきた。**

2. 貸切バス事業者に対する評価の実施目標

- 平成32年度までに保有車両台数上位の**約2,300者**(車両ベースで約9割)の評価を実施。

【平成29年の取組みを強化した見直し後の目標】

※ 平成28年1月末時点での許可事業者

- **令和3年度末**までに全ての事業者(**約4,200者**※)の評価を実施。

3. 今後

- 令和3年度は貸切バス事業者229者の評価を実施し、代表者変更により越年した1者についても令和4年度に評価を行い、全ての貸切バス事業者の評価を終了した。
- 令和5年度以降については、「平成28年1月以降の新規事業者」及び「50両以上(中規模以上)事業者」への評価を計画的に実施する。

(1) 全ての貸切バス事業者に対する評価の実施状況

- 運輸審議会答申(平成29年7月)に基づき、平成29年度以降、全ての貸切バス事業者※¹に対する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施し、令和3年度に完了。

※1:平成28年1月末の時点で事業許可を受けていた者。

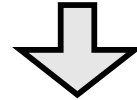
(2) 令和4年度以降の取組について

- ① 平成28年1月末以降に新規参入して評価未実施である50両未満の中小貸切バス事業者の評価の実施。
 - 令和7年3月末時点で、事業者数353者のうち※²、229者に対して評価実施済み。
- ② 車両数50両以上の貸切バス事業者について、安全性向上を図るため2回目の評価を重点的に実施。
 - 令和7年3月末時点で、事業者数38者のうち、20者に対して評価実施済み。

※2:休止事業者7者を含む。

(出典:令和7年11月10日開催 第10回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議 資料2-2 12ページ)

前回許可時から更新申請時までの間に他の道路運送事業も含め、行政処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合。



各運輸局等で公示している審査基準において、許可基準に該当しないと規定

●各運輸局等において審査基準を公示

【一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について】 <関東運輸局長抜粋>

2. 事業許可の更新(法第8条)

(3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと(略)

(イ)～(ロ) 略

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分を受けている場合

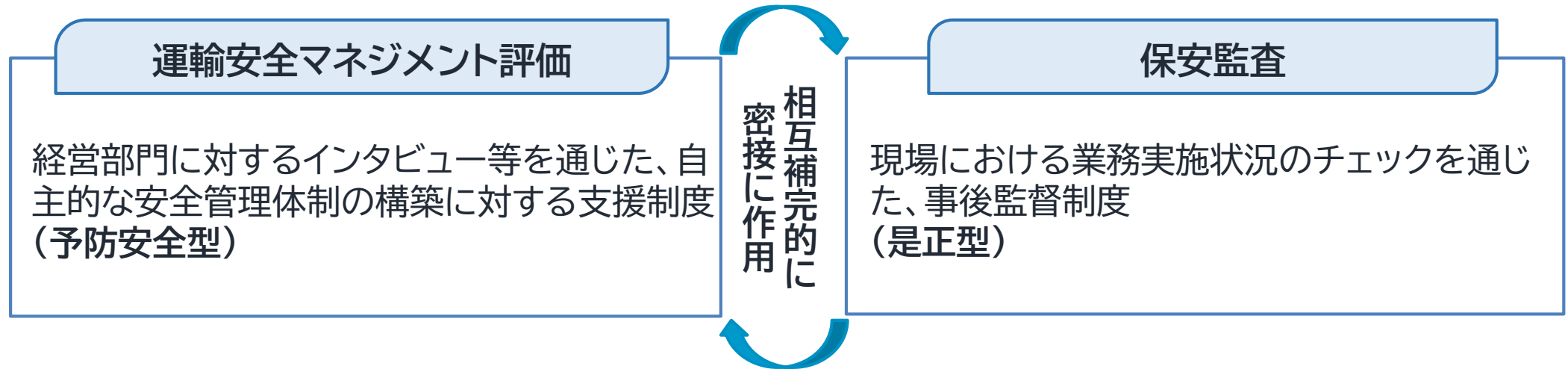
(ニ) **前回許可時から更新申請時までの間に、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について(平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号)」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合**

附 則(平成29年3月31日一部改正)

2. (3)(ハ)及び(ニ)については、平成29年3月31日までに許可を受けていたもの及び平成29年3月31日までに受理された申請であって平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

運輸安全マネジメント評価の趣旨・方法

- 各交通モードの事業法に基づく保安監査に加え、運輸安全マネジメント評価を行うことにより、いわば車の両輪として、より一層の安全の確保を図ることをねらいとしています。



- 運輸安全マネジメント評価は、事業者の安全管理体制が適切に維持・改善され、それがシステムとして有効に機能しているかについて、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を指針として、経営トップをはじめとする経営管理部門の方々に対するインタビューと文書・記録類の確認を通じて、安全管理の取組みに関し、優れている事項及び更に推進して頂きたい事項について評価・助言・期待を行う制度です。
- なお、運輸安全マネジメント評価の実施については、保安監査と同様、道路運送法(貨物自動車運送事業法)に基づく立入検査となっております。

評価実施日の流れ(おおむね3日又は4日で実施…下記は4日での実施例)

1日目	10:00 ~ 10:45	オープニングミーティング
	10:50 ~ 11:50	〇〇 代表取締役社長インタビュー
	11:50 ~ 13:00	昼食
	13:00 ~ 14:30	△△ 安全統括管理者インタビュー
	14:45 ~ 15:45	◇◇ 安全管理部長インタビュー
	16:00 ~ 17:00	文書・記録の確認(担当者聞き取り)
	17:00	初日終了

2・3日目 (終日評価チーム打合せ)
※担当者が連絡を取れる体制(運輸局で作業)

4日目	10:00 ~ 12:00	評価報告書(案)の確認(メール送付)
	16:00 ~ 16:45	クロージングミーティング
	16:45	評価終了

※貴社に何うのは1日目(終日)と4日目(1時間程度)になります。
2・3日目については、御担当が電話・メール等で連絡が取れる体制でお願いします

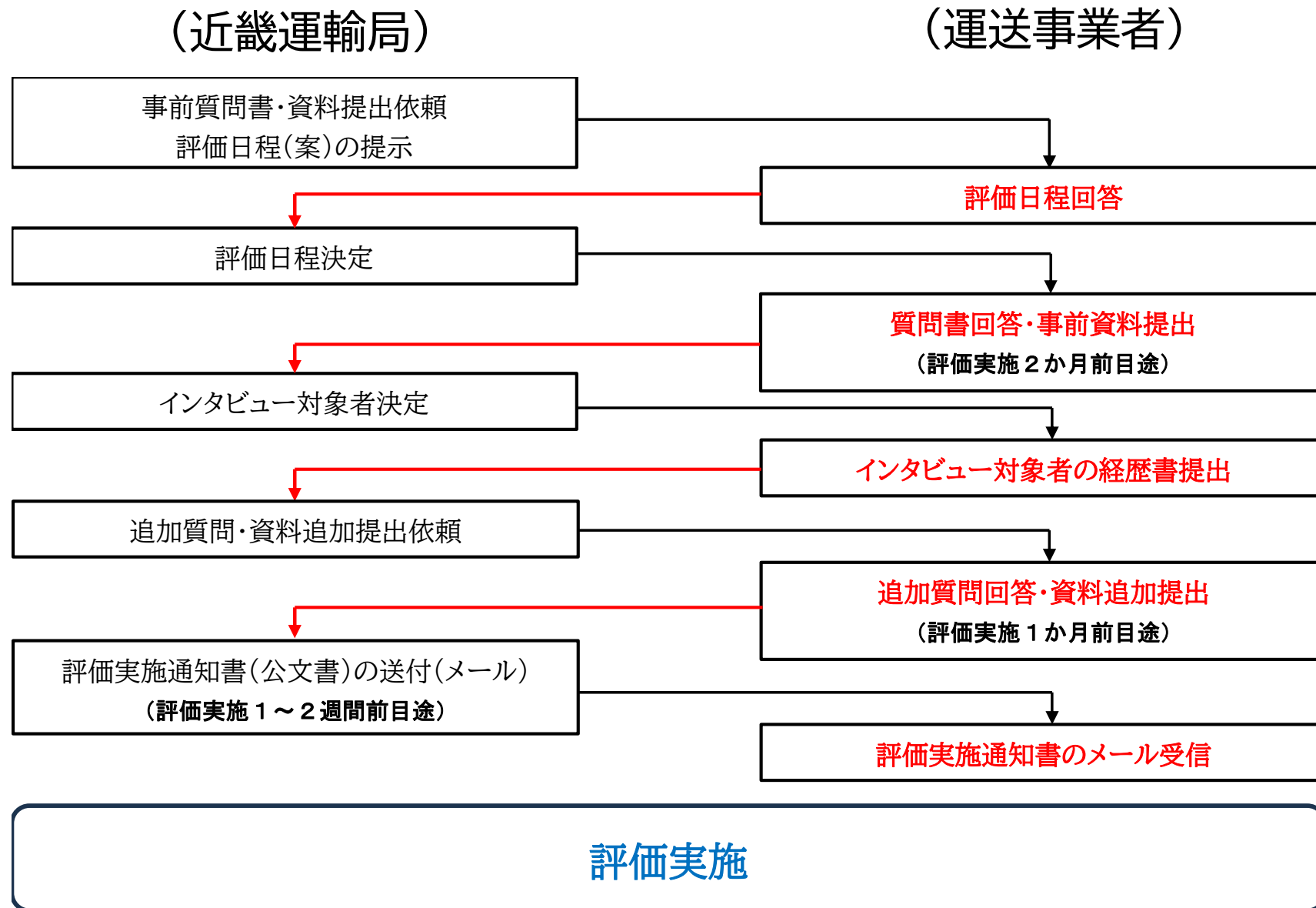
運輸安全マネジメント評価実施日の出席者(例)

評価実施日の出席者

	経営トップ	安全統括管理者	安全担当部長 (内部監査担当部長)	事務局
オープニングミーティング	◎	◎	◎	◎
経営トップインタビュー	◎	○	○	○
安全統括管理者インタビュー	—	◎	○	○
安全担当部長インタビュー (内部監査担当部長)	—	—	◎	○
文書・記録の確認	—	—	—	◎
評価チーム内部打合せ (運輸局内で実施)	×	×	×	△
クロージングミーティング	◎	◎	◎	◎

凡例:◎は要出席。○は出席が望ましい。

△は電話・メール等で連絡が取れる体制。×は出席不要。



◆ 上記はあくまでも参考例で、実際にはこの通りに進まない場合もあります

※ あくまでも一例であり、評価対象事業者の取組状況によって異なります。

- 運送事業者の経営トップとして「安全」に対するお考えをお聞かせください
- 社長ご自身は、その社員に対してどういった場で、その「安全」に対する思いを伝えられていますか、お聞かせください
- 自社の安全管理体制における「強み」、「課題」や「リスク」とお感じになっていることなどについてお聞かせください
- 社長は、安全統括管理者に対して、安全に関する事項についてどのような取組み(活動)を期待されていますか。また基本事項(定期的な巡視など)としてなにか指示されていることなどはございますか
- 現場(営業所・運転者)との情報共有・コミュニケーション確保についての課題として認識していることがあればお聞かせください
- 内部監査の実施において課題と考えていることがあればお聞かせください
- マネジメントレビュー、会社全体の安全管理体制の見直し・総括する件につきまして、貴社ではどのようなことを審議・議論していますか

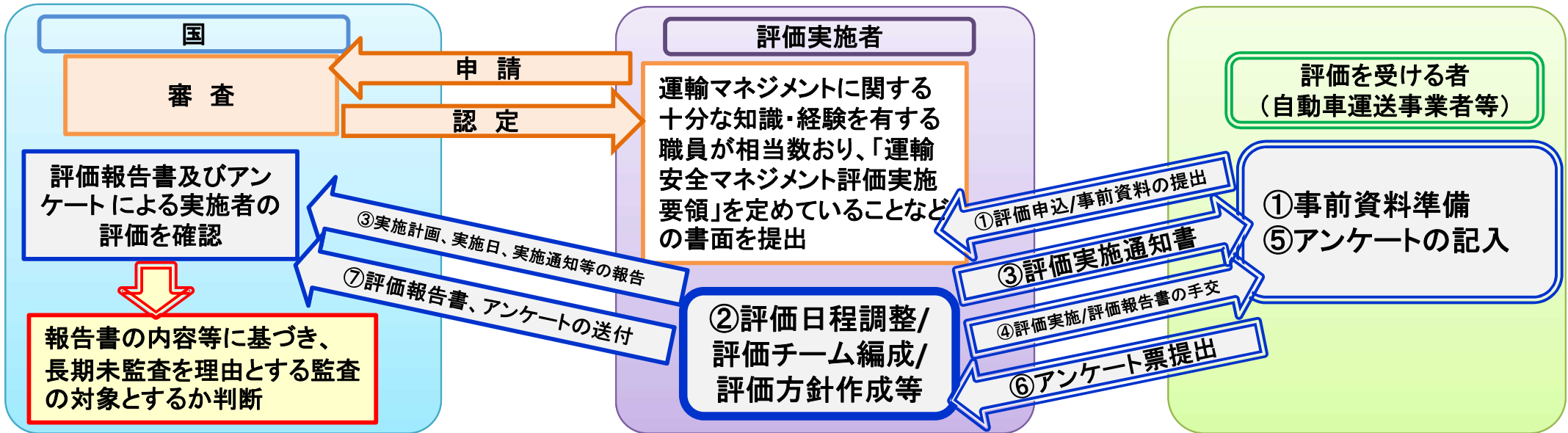
1. 自動車運送事業者の義務
2. 国土交通省による運輸安全マネジメント評価
3. 第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価
4. 【資料編】安全管理規程、安全統括管理者の選(解)任の届出

民間機関等が実施する運輸安全マネジメント評価の認定

1. 国土交通省は、民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント制度の効率的な浸透・定着を図るため、第三者機関等が実施するマネジメント評価を認定する仕組みを平成21年10月に構築。
2. 認定を受けた民間機関等は6者。(令和6年3月現在)

第三者認定機関のマネジメント評価を受けた事業者については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。

評価実施の仕組み



評価の認定機関: 6者

- ・独立行政法人 自動車事故対策機構
- ・SOMPOリスクマネジメント 株式会社
- ・東京海上ディーアール 株式会社
- ・一般財団法人 日本品質保証機構
- ・MS&ADインターリスク総研 株式会社
- ・一般社団法人 日本海事検定協会

評価の実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
評価実施数	3	30	21	23	19	12	18	16	13	21	8	12	37	86	319

令和4年度より、行政処分を受けた貸切バス事業者の事業許可更新に当たって、第三者認定機関のマネジメント評価を受けていることの要件化の適用が開始された、

第三者認定機関一覧【運輸安全マネジメント評価関係】

会社名	認定日	役職	ホームページ	電話番号
独立行政法人 自動車 事故対策機構(NASVA)	H21.10.26	安全指導部 マネージャー	https://www.nasva.go.jp/fusegu/hyouka_gaiyou.html	03-5608-7610
MS&ADインターリスク 総研 株式会社	H22.9.16	リスクマネジメント二部 運 輸総合リスクマネジメント グループ長	https://www.irric.co.jp/lp/transport_safety/index.php	03-5296-8915
SOMPOリスクマネジメ ント株式会社	H22.3.31	モビリティコンサルティング 部 特命部長 土田 敏勝	https://www.sompo-rc.co.jp/services/view/83	03-3349-5435
東京海上ディーアール 株式会社	H22.3.31	運輸・モビリティ本部	https://www.tokio-dr.jp/service/auto_loss/transport/	03-5288-6586
一般財団法人 日本品 質保証機構(JQA)	H22.3.31	マネジメントシステム部門	https://www.jqa.jp/service_list/management/service/transport_safety	03-4560-5710
一般社団法人 日本海 事検定協会(NKKK)	R2.3.26	検定サービスセンター 審査評価チーム チームリーダー	https://www.nkkk.or.jp/authorization/index.php#09	045-201-2843

※ 自動車総合安全情報(国土交通省ホームページ)より抜粋

国土交通省では、運輸安全マネジメント評価等を通じて知り得た運輸安全情報の中で、事業者における安全性が向上した取組事例等を国土交通省ホームページの専用情報サイトで公表するとともに、**運輸安全マネジメント制度に関する参考資料(小冊子等)についても公表**しています。

また、「運輸安全に関する最近の動き」、「運輸安全取組事例の紹介」等の運輸安全情報を提供するため**メールマガジン**を発行しております。

以下のアドレスからご覧ください。

①関連する法令等



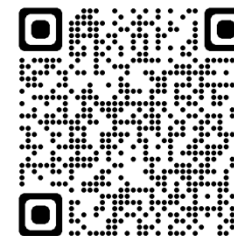
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/laws.html>

②運輸の安全の確保(統括的な情報)



<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html>

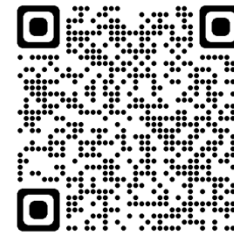
③参考資料(ガイドライン、小冊子、パンフレット、研修教材)



<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/documents.html>

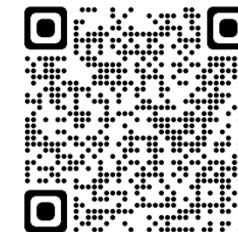
④運輸安全取組事例

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html



⑤メールマガジン「運輸安全」

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/mailmg.html>



⑥運輸安全マネジメント制度解説ビデオ

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000022.html



⑦安全管理規程の設定(変更)、安全統括管理者の選任(解任)の届出について

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/management.html>



⑧自動車運送事業者による安全情報の公表について

https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/yusou/make_public.html



(参考)第三者認定機関一覧【認定セミナー関係】

会社名	セミナーの種類	ホームページ	連絡先
一般財団法人日本品質保証機構 (JQA)	ガイドライン 内部監査(基礎) リスク管理(基礎) 防災マネジメントセミナー リスク感受性向上セミナー	https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html	マネジメントシステム部門 TEL:03-4560-5720(担当:鋤柄)
東京海上ディーアール株式会社	ガイドライン	https://www.tokio-dr.jp/service/auto_loss/transport/	運輸・モビリティ本部 TEL:03-5288-6586(担当:亀井)
SOMPOリスクマネジメント株式会社	ガイドライン 内部監査(基礎) リスク管理(基礎) 防災マネジメントセミナー	https://www.sompo-rc.co.jp/services/view/83	モビリティコンサルティング部 TEL:03-3349-5435(担当:土田)
MS&ADインターリスク総研株式会社	ガイドライン リスク管理(基礎) 防災マネジメントセミナー	https://www.irric.co.jp/index.html	リスクマネジメント第二部 TEL:03-5296-8915(担当:松尾)
一般社団法人日本海事検定協会 (NKKK)	ガイドライン 内部監査(基礎)	https://www2.nkkk.or.jp/services/public-business/	審査評価チーム TEL:045-201-2843(担当:斎藤)
独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)	ガイドライン 内部監査(基礎) リスク管理(基礎) 防災マネジメントセミナー リスク感受性向上セミナー	https://www.nasva.go.jp/fusegu/mng_gaiyou.html	本部 安マネ・ISO・評価グループ TEL:03-5608-7610(担当:三好)
一般財団法人近畿陸運協会	ガイドライン リスク管理(基礎)	http://www.kinki-rikuun.or.jp/tsd/	TSD運輸安全マネジメント支援センター TEL:06-6948-6663(担当:若林)
黒井産業株式会社	ガイドライン	https://www.kuro-tec.com/seminar-moushikomi	黒井交通教育センター TEL:022-283-9777(担当:奥山)

【参考】今日のおさらい①

- (①)の自動車運送事業者は、(②)の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず(②)性の向上に努めなければならない(運輸安全マネジメントは(①)の事業者^{に努力義務が課せられている})
- (①)の自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により(③)しなければならない。
- (①)の自動車運送事業者は、(④) (輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該(④)の内容並びに当該(④)に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 安全管理規程等届出義務付け事業者については、貸切バス(乗合バスで貸切委託運行の許可を得ているものを含む)は(①)の事業者、乗合バス及び特定旅客、タクシー、トラックについてはそれぞれで事業用自動車合計(⑤)両(非けん引車除く)以上が対象

【参考】今日のおさらい①(回答例)

- (①:全て)の自動車運送事業者は、(②:輸送の安全)の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず(②:輸送の安全)性の向上に努めなければならない(運輸安全マネジメントは(①:全て)の事業者に努力義務が課せられている)
- (①:全て)の自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により(③:公表)しなければならない。
- (①:全て)の自動車運送事業者は、(④:(行政)処分)(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該(④:(行政)処分)の内容並びに当該(④:(行政)処分)に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 安全管理規程等届出義務付け事業者については、貸切バス(乗合バスで貸切委託運行の許可を得ているものを含む)は(①:全て)の事業者、乗合バス及び特定旅客、タクシー、トラックについてはそれぞれで事業用自動車合計(⑤:200)両(非けん引車除く)以上が対象

【参考】今日のおさらい②

- 運輸安全マネジメント評価は(⑥)等経営部門に対するインタビュー等を通じた、(⑦)な安全管理体制の構築に対する支援制度で、一方、保安監査は事業者の(⑧)における業務実施状況のチェックを通じた事後監督制度
- 運輸安全マネジメント評価については、保安監査と同様、道路運送法(貨物自動車運送事業法)に基づく立入検査となっており、(⑨)することはできないが、その成果物である評価報告書の記載内容については、「事業改善命令」や「業務改善勧告」などの法的な(⑩)のあるものではなく、今後の安全管理体制の維持、向上に向けた取り組みの(⑪)として活用いただくもの
- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制が導入されており、前回許可時から更新申請時までの間に他の道路運送事業も含め、(⑫)を受けた場合であって、更新許可申請時までに(⑬)による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合、更新の許可基準に該当しない
- 第三者認定機関の運輸安全マネジメント評価を受けた事業者については、(⑭)を理由とする監査の対象としないことができる

【参考】今日のおさらい②(回答例)

- 運輸安全マネジメント評価は(⑥:経営トップ)等経営部門に対するインタビュー等を通じた、(⑦:自主的)な安全管理体制の構築に対する支援制度で、一方、保安監査は事業者の(⑧:現場)における業務実施状況のチェックを通じた事後監督制度
- 運輸安全マネジメント評価については、保安監査と同様、道路運送法(貨物自動車運送事業法)に基づく立入検査となっており、(⑨:拒否)することはできないが、その成果物である評価報告書の記載内容については、「事業改善命令」や「業務改善勧告」などの法的な(⑩:拘束力・強制力)のあるものではなく、今後の安全管理体制の維持、向上に向けた取り組みの(⑪:参考)として活用いただくもの
- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制が導入されており、前回許可時から更新申請時までの間に他の道路運送事業も含め、(⑫:行政処分)を受けた場合であって、更新許可申請時まで(⑬:(第三者)認定機関)による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合、更新の許可基準に該当しない
- 第三者認定機関の運輸安全マネジメント評価を受けた事業者については、(⑭:長期未監査)を理由とする監査の対象としないことができる

1. 自動車運送事業者の義務
2. 国土交通省による運輸安全マネジメント評価
3. 第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価
4. 【資料編】安全管理規程、安全統括管理者の選(解)任の届出

○道路運送法第22条の2(安全管理規程等)

- 一般旅客自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
 - 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
 - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
 - 四 安全統括管理者(一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項
 - 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
 - 4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
 - 5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
 - 7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

○旅客自動車運送事業運輸規則第47条の2(安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模)

法第二十二條の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。

事業の種別	事業用自動車	事業用自動車の数
一般乗合旅客自動車運送事業(法第三十五條第一項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものを除く。)	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車	二百両
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車	二百両

2 前項の規定は、法第四十三條第五項において準用する法第二十二條の二第一項の国土交通省令で定める規模について準用する。この場合において、前項中「次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の数が、二百両」と読み替えるものとする。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の2)

本条は、法第22条の2の規定に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第22条の2及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設定等が義務づけられる者
一般乗合旅客自動車運送事業(法第35条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。)	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業(上記のものを除く。)	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者
一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者
法人タクシー事業	法人タクシー事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であって、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

○道路運送法施行令第1条(旅客自動車運送事業に関する権限の委任) ※乗合バスの例

一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」という。)第二章、第二章の二及び第四章に規定する**国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。**

一 法第四条第一項の規定による事業の許可(当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの(以下この項及び次項において「**地方路線**」という。)である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの(以下この項及び次項において「**不定路線事業**」という。)である場合に限る。)

十五 法第二十二條の二第一項の規定による**安全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理**(当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。)

十六 法第二十二條の二第三項の規定による命令(前号に規定する届出があつた安全管理規程に係るものに限る。)

十七 法第二十二條の二第五項の規定による**安全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受理**(当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が不定路線事業である場合に限る。)

十八 法第二十二條の二第七項の規定による命令(前号に規定する届出(選任に係るものに限る。))があつた安全統括管理者に係るものに限る。)

○道路運送法施行規則第67条(地方的な路線の基準) ※乗合バスの例

道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 法第四条第一項の規定による事業の許可、法第十五条第一項の規定による事業計画の変更(路線の新設に係るものに限る。)の認可、法第三十五条第一項の規定による事業の管理の委託及び受託の許可、法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可、同条第二項の規定による法人の合併若しくは分割の認可、法第三十七条第一項の規定による事業の相続の認可申請に係る路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満(同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満)であること。

二・三 (略)

四 法第二十二條の二第一項の規定による**安全管理規程の設定若しくは変更の届出の受理**、法第二十二條の二第三項の規定による**安全管理規程の変更の命令**、法第二十二條の二第五項の規定による**安全統括管理者の選任若しくは解任の届出の受理**、法第二十二條の二第七項の規定による**安全統括管理者の解任の命令**、法第二十七條第四項の規定による命令、法第三十一條の規定による事業改善の命令又は法第四十條の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し **当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満**(互いに接続する路線にあつては、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満) **であること**。

五 (略)

2 前項各号に掲げる処分が一般乗合旅客自動車運送事業の路線であつて路線不定期運行又は定期観光運送を行うものに係るものである場合(当該処分が路線不定期運行又は定期観光運送のみに係るものであるときに限る。)にあつては、同項の規定にかかわらず、当該一般乗合旅客自動車運送事業の路線は、地方的な路線とする。

○旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4(安全管理規程の内容)

法第二十二條の二第二項(法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的な方針に関する事項
 - ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めへの遵守に関する事項
 - ハ 取組に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
 - イ 組織体制に関する事項
 - ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
 - ハ 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
 - イ 情報の伝達及び共有に関する事項
 - ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項
 - ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
 - ニ 教育及び研修に関する事項
 - ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
 - ヘ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
 - ト 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
- 四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

○旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3(安全管理規程の届出)

法第二十二條の二第一項(法第四十三條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、旅客の運送を開始する日(事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日)までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 安全管理規程の実施予定日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 設定した安全管理規程
 - 二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
- 3 法第二十二條の二第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更後の安全管理規程の実施予定日
 - 三 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)
 - 四 変更を必要とする理由
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後の安全管理規程
 - 二 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

○旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

旅客自動車運送事業者は、法第二十二條の二第五項(法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
 - 三 選任し、又は解任した年月日
 - 四 解任の届出の場合にあつては、その理由
- 2 前項の安全統括管理者選任届出書には、**選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付**しなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5(安全統括管理者の要件)

法第二十二條の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二條の二第七項(法第四十三條第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

事業の種別	安全統括管理者になることができる者
一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務 ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務 ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者
一般乗用旅客自動車運送事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 一般乗用旅客自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務 ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務 ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

2 法第四十三條第五項において準用する法第二十二條の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、前項の表一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の項安全統括管理者になることができる者の欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二條の二第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5)

本条第1項の表各項の安全統括管理者になることができる者の欄の第2号に掲げる「前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者」とは、例えば、同欄の第1号イからハまでのいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験は有していないが、これらの業務を組み合わせて通算して3年以上従事した経験を有する者があげられる。

○貨物自動車運送事業法第14条(安全管理規程等)

一般貨物自動車運送事業者(その事業用自動車の数が国土交通省令で定める数未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、貨物の運送を開始する日(貨物の運送を開始した後、事業用自動車の数が当該国土交通省令で定める数以上になる場合にあつては、その日)までに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者(一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者)をいう。以下この条において同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項に規定する基準に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、当該基準に適合するようこれを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般貨物自動車運送事業者は、安全管理規程の届出後、速やかに、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 一般貨物自動車運送事業者は、前項の規定により安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その氏名及び役職を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

○貨物自動車運送事業法施行規則第42条(権限の委任)

法に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

- 六 法第十四条第一項の規定による届出の受理(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)
- 七 法第十四条第三項の命令(特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)
- 八 法第十四条第五項の規定による届出の受理(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)
- 九 法第十四条第七項の命令(特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2の3(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)

法第十四条第一項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める数は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数が二百両であることとする。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4(安全管理規程の届出)

法第十四条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日(貨物の運送を開始した後、その事業用自動車の数が前条で定める数以上になる場合にあっては、その日)までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 安全管理規程の実施予定日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 設定した安全管理規程
 - 二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
- 3 法第十四条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更後の安全管理規程の実施予定日
 - 三 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)
 - 四 変更を必要とする理由
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後の安全管理規程
 - 二 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の5(安全管理規程の基準)

法第十四条第二項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項が含まれていること。
 - イ 基本的な方針に関する事項
 - ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項
 - ハ 取組に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項が含まれていること。
 - イ 組織体制に関する事項
 - ロ 経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
 - ハ 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項が含まれていること。
 - イ 情報の伝達及び共有に関する事項
 - ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項
 - ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
 - ニ 教育及び研修に関する事項
 - ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
 - ヘ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
 - ト 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
- 四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項が含まれていること。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6(安全統括管理者の要件)

法第十四条第二項第四号(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第七項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

- 一 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者
 - イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
 - ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
 - ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6)

第2号に規定する「第1号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者」とは、例えば、第1号のイからハまでのいずれかの業務に通算して三年以上従事した経験は有していないが、これらの業務を組み合わせると通算して三年以上従事した経験を有する者があげられる。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、法第十四条第五項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
 - 三 選任し、又は解任した年月日
 - 四 解任の届出の場合にあつては、その理由
- 2 前項の安全統括管理者選任届出書には、**選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。**